

◆ 令和6年介護未経験者採用・定着促進事業に関するQ & A

※事業計画開始日の違いによる補助金対象年度や提出時期、提出物については、別紙「事業開始時期と対象年度等について」をご確認ください。

no.	区分	質問	回答
Q1	対象者	法人で事務職など介護職以外の職種で雇用していた方に、介護職として働いてもらうこととなった場合は対象となりますか。	対象となります。ただし、令和6年4月以前に、介護職以外として就業していたことと、令和6年4月以降に介護職として雇用契約を結んだことが確認できる書類を添付してください。
Q2	対象者	法人で事務職など介護職以外の職種で雇用していた方に、ホームヘルパーとして働いてもらうこととなった場合は対象となりますか。	対象となります。Q1を満たしたうえで、介護職員初任者研修を受講した日を事業開始日とし、申請書を作成してください。なお、補助金の雇用経費の対象となるのは、ホームヘルパーとして勤務しはじめた日以降の雇用経費となります。
Q3	対象者	外国籍の方は本事業の対象となりますか。	就労可能な在留資格を持つ外国籍の方であれば対象です。
Q4	対象者	新卒採用は対象となりますか。	対象となります。
Q5	対象者	正規職員、短時間勤務などの雇用形態や、雇用契約期間の要件はありますか。	雇用形態や雇用契約期間の指定はありません。ただし、法人が直接雇用している職員に限ります。人材派遣会社からの派遣による就労形態は補助対象外です。
Q6	対象者	介護職員初任者研修は修了しているが、介護職の経験のない方は対象となるのか。	対象外です。未経験（Q10参照）かつ無資格者（Q11参照）が対象です。
Q7	対象者	介護職員初任者研修を修了しており、実務者研修を受講する場合は対象となるのか。	対象外です。未経験（Q10参照）かつ無資格者（Q11参照）が対象です。
Q8	対象者	障害者総合支援法に基づく、居宅介護・重度訪問介護などのサービスに従事する方は対象に含まれますか。	本事業は介護保険事業所が対象となっていることから、障害福祉分野のサービスに従事する方は対象外です。
Q9	対象者	在学中（休学中含む）の学生は対象となりますか。	対象外です。
Q10	経験	数日でも介護職として経験があると対象外となりますか。	本事業において「未経験」とは、対象施設・事業所での介護職員としての実務経験が1年未満（雇用期間が通算365日未満）の方としています。
Q11	資格	無資格者はどんな方が対象となりますか。	介護職員初任者研修以上の研修を修了している方、同等以上の資格をお持ちの方は対象外です。生活援助従事者研修、介護に関する入門的研修などの修了者は対象となります。
Q12	資格	看護師資格を保有している方は対象となりますか。	対象外です。看護師、准看護師、保健師の資格を有する方は介護職員初任者研修修了者とみなされるため。
Q13	対象経費	採用した職員が介護職員初任者研修・実務者研修を受講を希望しなかったため、「雇用経費」のみを申請することは可能ですか。	できません。介護職員初任者研修または実務者研修を受講とOJT等の実施の両方を実施する必要があります。
Q14	対象経費	対象経費の「雇用経費」の対象となるものは何ですか。	被雇用者へ支払った「給料（基本給）」が対象経費となります。時間外手当や通勤手当、処遇改善手当等の手当は対象外経費となります。
Q15	対象経費	月の途中から雇用することとなり事業計画が7ヶ月にわたった場合、別紙1-1の雇用経費はどのように記載すればよいのか。	1か月目の雇用経費を日割りせずに入力し6か月分記入してください。
Q16	対象経費	事業実施期間中に対象者が退職した場合も、在職日数に応じて補助金は交付されますか。	事業実施期間中に退職した職員に係った経費は補助対象外となります。6か月（または9か月）の事業期間が完了した後の全額精算払いとなります。
Q17	事業期間	事業期間は必ず6か月（9か月）でないといけないのか。	6か月間（9か月）で計画してください。2、3日超える程度は全く問題ありませんが、研修の開講状況等により、研修修了日が事業計画期間におさまらない場合は、申請前に県担当（076-225-1419）へご相談ください。 また、対象者に事業計画期間内に修了可能な介護職員初任者研修・実務者研修を受講させたものの、研修事業者の都合による日程変更や補講等で修了日が事業計画期間を超えることとなった場合は変更届により、事業期間の変更を申請してください。 判断できない場合は県担当（076-225-1419）までご相談ください。
Q18	事業期間	事業期間の延長はいつまで可能か。	延長する理由と延長する期間により判断しますので、県担当までご相談ください。
Q19	事業期間	法人の新規採用者育成計画は育成終了まで6か月を超える期間で定めているが、計画を作り直す必要があるのか。	計画を作り直す必要はありません。前半6か月の育成内容について、要件を満たしていれば対象となります。
Q20	初任者研修・実務者研修	雇用開始前に介護職員初任者研修・実務者研修を受講した場合は補助対象となりますか。	対象となります。雇用開始前や事業計画期間外に受講もしくは修了している場合は、本事業の対象となります。（Q17もご参照ください）
Q21	初任者研修・実務者研修	介護職員初任者研修・実務者研修実施機関へ受講料を本人が支払い、法人が本人へ受講料の補助をした場合は何を添付すれば良いか。	法人で研修受講料を補助する規定を定めたものや職員への説明用資料等の写し、本人へ補助額を支払ったことがわかる書類を実績報告の際に添付してください。
Q22	初任者研修・実務者研修	自法人で開講する介護職員初任者研修・実務者研修を受講させることはできますか。	自法人で開講する研修を受講させることも可能です。
Q23	初任者研修・実務者研修	受講する研修は通信形式のコースでも構いませんか。	通信形式のコースでも構いません。
Q24	初任者研修・実務者研修	本事業対象期間中に介護職員初任者研修・実務者研修を受講（もしくは修了）できなかった場合どうなりますか。	賃金を含めて全額補助対象外となります。研修を受講する際は、必ず事業計画期間内に受講修了できる見込の研修を受講させてください。ただし、当初、事業計画期間内に修了可能な研修を受講させたものの、研修事業者の都合による日程変更ややむを得ない事情で修了日が事業計画期間を外れた場合は、変更承認申請書（様式第3号）を提出してください。その場合でも年度はまたがないようご注意ください。

◆ 令和6年介護未経験者採用・定着促進事業に関するQ & A

※事業計画開始日の違いによる補助金対象年度や提出時期、提出物については、別紙「事業開始時期と対象年度等について」をご確認ください。

no.	区 分	質 問	回 答
Q25	介護保険の基準等	本事業で雇用した方は、介護保険の基準上、介護職員に含まれますか。	雇用した方を基準上、介護職員として取り扱うか、介護職員ではないとして取り扱うかについては、それぞれの実情に応じて判断していただくことになります。 なお、人員配置基準上、介護職員として取り扱うことができる場合は、介護報酬算定上のサービス提供に従事する時間のみに限られますので、研修受講の時間及び研修実施機関と施設等の間の通常の移動時間等については、配置基準上の介護職員として取り扱うことはできません。
Q26	介護保険の基準等	訪問介護事業所で当事業を実施する場合、介護職員初任者研修を修了するまで無資格となりますが、どのような業務に従事させることができますか。	無資格期間中は、利用者の同意を得たうえで、有資格者との同行訪問や有資格者の指導のもと業務の補助を行うことを通じて、OJTを実施することが想定されます。雇用後は速やかに初任者研修を修了させ、本来業務（介護保険法による訪問介護業務）に従事させることが望ましいですが、無資格期間中に保険外サービスや専任としての事務の仕事等に従事させる場合は、雇用経費補助の対象外です。判断に迷う場合は、県担当（076-225-1419）へご相談ください。
Q27	求人	福祉人材センター（福サガいしかわ）やハローワークへの求人登録は必須ですか。	必須ではありません。
Q28	求人	本事業対象の求人では具体的にどのような記載が必要でしょうか。	「働きながら研修を受講することができる」「研修受講経費を法人負担」等、本事業の特徴となる記載があることが望ましいです。
Q29	実績報告	事業実施期間中に途中退職となってしまった場合はどのような手続きが必要ですか。	中止承認申請書（様式第3号）をご提出ください。
Q30	対象者が複数いる場合	1法人あたり何人までこの事業の対象とできますか。	対象人数の制限はありません。なお、複数人を対象とした場合でも補助金の上限額は変わりません。
Q31	対象者が複数いる場合	複数の職員を採用した場合、事業計画期間は全員同じにしなければならぬのか。	職員毎に計画期間が違ってかまいません。1人あたり6か月間または9か月間で計画期間を設定してください。
Q32	対象者が複数いる場合	複数の対象者を育成し、事業実施中に退職者が出た場合や新たに対象となる職員を採用した場合、どのような手続きが必要か。	変更承認申請書（様式第3号）をご提出ください。補助金額に変更が生じた場合は、補助金額の変更交付決定をします。
Q33	対象者が複数いる場合	複数対象者がいる場合はいつ実績報告を提出すればよいのか。	事業計画に含まれる職員全員の育成が終了した後、実績報告書をご提出ください。
Q34	補助金の併給について	労働局の助成金を申請する予定だが、県の補助金にも申請できるのか。	申請可能です。補助金事業に要する経費から、助成金を控除したうえで、県補助金額を算定いたします。 県補助金を申請の際に、「別紙1-2の（1）収入」へ受給予定の助成金名・金額を記入し、労働局からの助成金額の決定通知のコピーを添付してください。 ※申請時に通知が届いていない場合は、一度県担当（076-225-1419）までご相談ください。
Q35	対象経費	雇用経費について、介護職以外の仕事を兼務させる場合、どのように計算すればよいですか。	兼務分については、介護職部分とそれ以外の部分を明確に区分して貸金台帳に記載してください（職種・勤務時間・金額を明記し、備考欄等へ記載することを想定）。